

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論

II - 3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3-2. 稲毛ヨットハーバーの管理許可に基づく事業の実施について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑤改修工事の会計処理について【スポーツ振興財団】（報告書 P103）</p> <p>平成25年度に実施した稲毛ヨットハーバー管理棟の改修工事に関し、建物附属設備及び什器備品と判断できたもの以外の、明確に判断できない部分を7対3の割合で構築物と修繕費に按分し、会計処理を行っている（法人税法基本通達第8節7-8-5）。</p> <p>当該工事に伴い取得した資産の内訳分析において、上記のように資産種類が不明とされた部分が多額であり、その資産を構築物という今回の工事と関係ない資産種類に集計し固定資産台帳に計上したことは、貸借対照表の固定資産の表示科目の金額を大きくゆがめ、今後の減価償却額に間違った大きな影響を与えるものである。</p> <p>法人税法基本通達（第8節7-8-5）の「資本的支出と修繕費の区分の特例」の適用には一定の条件が付されており、スポーツ振興財団には適用がないものと判断される。また、当初不明な工事部分とされた内容は分析の結果、一部を除き資産種類等が判明できるものであった。</p> <p>今回の大規模改修工事に伴い取得した資産と修繕費、取壊し費用等の区分を会計理論的にかつ法人税法的にも適正に仕訳処理して、平成25年度において誤って処理し財務諸表に歪みを生じさせた項目について、適正な表示科目と表示金額に修正するよう、努力されたい。</p> <p>なお、当該工事契約を行うに当たり、参考見積を結果として落札した業者の1社からしか入手していなかったため、入札の公正性を確保するためにも、複数社からの参考見積を入手し、予定価格の基礎となる設計金額を作成するよう要望する。</p>	<p>稲毛ヨットハーバー管理棟の改修工事については、工事費内訳書を基に資産と修繕費との区分を再度検証したが、明確に判断することはできなかった。</p> <p>また、明確に判断できない部分の会計処理については、建物所有者以外に対する明確な指標がなかった。</p> <p>このことから、法人税法基本通達第8節7-8-5に従い、資産と修繕費が明確に判断できない部分を7対3の按分率を適用することが合理的であると判断した。</p> <p>固定資産科目については、「構築物」から「建物」に修正し、建物の減価償却年数を50年から稲毛ヨットハーバー建物自体の残存年数に合わせ、減価償却率を修正した。</p> <p>なお、入札の公正性を確保するために、予定価格の基礎となる設計金額については、今後は複数社からの参考見積を入手し積算することとした。</p>

* 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団は、平成31年4月1日から公益財団法人千葉市スポーツ協会に名称変更した。